



© 高久宏佑

特定第二種 国内希少 野生動植物種

カワバタモロコ

学名：*Hemigrammocypris neglectus*

- 日本固有のコイ科の純淡水魚です。
- 体の大きさは3～6cmほどで、通常はメスのほうが大きいです。
- 主に平野部の小さな河川、農業用の水路やため池などにすんでいます。
- 繁殖期は5～7月で、この時期のオスは美しい黄金色となります（婚姻色といいます）。
- 水草や冠水した植物、根などに卵を産みます。産まれた稚魚は1年ほどで大人になります。
- 環境省レッドリスト2020では絶滅危惧IB類(EN)とされています。

※ 特定第二種国内希少野生動植物種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき里地里山の絶滅危惧種を主な対象にして指定され、販売・頒布に係る捕獲、譲渡し等の行為のみが規制されます。

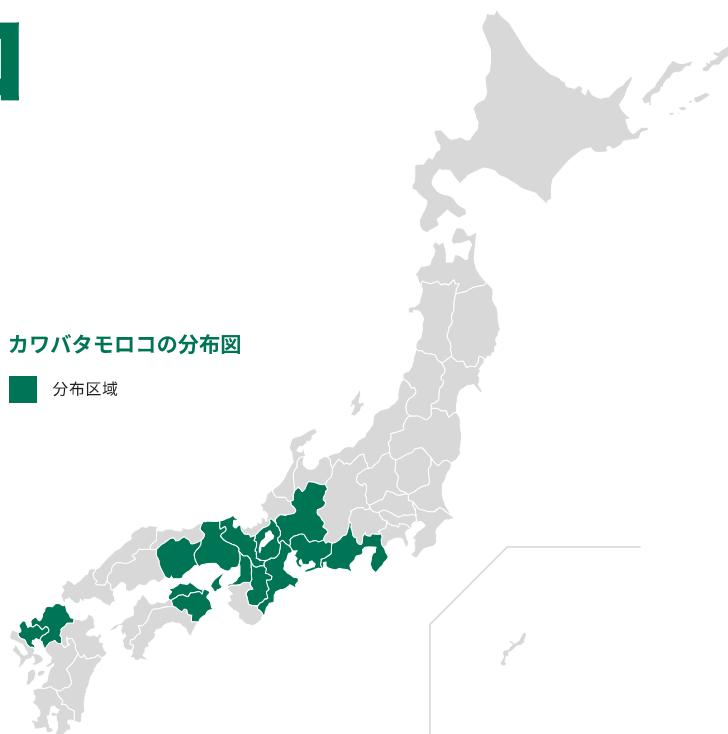
皆様へのお願い

- 特定第二種国内希少野生動植物種は絶滅危惧種です。
- 販売・頒布以外の場合でもむやみな捕獲はやめましょう。
 - 飼育している個体は最後まで飼い続けましょう。
 - 捕獲・飼育している個体をみだりに別の場所へ放つことはやめましょう。
 - ぜひ自然観察会や保全活動に参加してみましょう。

特定第二種国内希少野生動植物種 カワバタモロコ

どんなところにいるの？

- 静岡県から西の本州、四国と九州の計14府県にすんでいるとされています。
- どの地域でも生息地は限られています。
(2020年現在、絶滅危惧IA類+IB類に該当：13県)
- すんでいる場所の多くはため池で、農業用の水路などでみられる場所は限られます。



どうして減ってしまったの？

- ため池や農業用水路の護岸のコンクリート化
 - 放流された外来種（オオクチバスやブルーギルなど）による捕食
 - ため池が使われなくなってしまうことによる環境の変化
 - 販売目的の採集
- などによって減ってしまったと考えられています。

守るためにどんな取り組みがされているの？

地方自治体、地域の団体や学校、ボランティア、民間企業などにより、以下のような取り組みがされています。

- 自然観察会の実施
- ため池の管理（周辺の草刈りや外来種の駆除など）
- 工場内などのビオトープの創出、管理
- 生息域外での系統保存（水族館や学校の水槽などの飼育・繁殖）



カワバタモロコがすむため池 © 高久宏佑

また、一部の都道府県や市町村では条例によりカワバタモロコの捕獲などが規制されています。

- 都道府県条例指定：静岡県・三重県・岡山県・徳島県・香川県
- 市町村条例指定：岐阜県安八郡輪之内町
- 市町村指定天然記念物：愛知県豊田市・愛知県西尾市
(いずれも2020年時点)

保全の事例

市民とつくる環境整備

奈良県生駒市では、平成26年度に市内のため池からカワバタモロコが発見されたことを契機に、市民ボランティア、研究機関（近畿大学農学部）、行政（生駒市）の3者が協働し、市内産の個体の生息域外保全を行っています。カワバタモロコは、市における生物多様性の象徴として位置付けられています。将来、市が所有するため池に本種を導入した上で安定的に繁殖させ、絶滅リスクを分散させることを目標としており、このために草刈りや外来種の除去作業等の環境整備を進めています。

大阪府南東部に位置する石川流域では、鶴見川流域のホトケドジョウの保全事例を参考に流域単位で小中高等学校、保育園と地域住民が連携し、カワバタモロコを飼育、繁殖させてもらう「サポータープロジェクト」や長期モニタリング調査・研究、カワバタモロコをテーマとした環境教育など様々な取り組みをおこなっています。



外来種の調査
© 生駒市カワバタモロコ保護活動ボランティア